

個別約款（小型空調契約）

2021年12月1日

びわ湖ブルーエナジー株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 供給条件の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の成立及び原則等	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 設置確認及び契約の解約等	2
9. その他	2
付則	2
(別 表)	
料金表	3

1. 適用

本約款は、4に定める適用条件を満たすガス供給に適用できるものです。

2. 供給条件の変更

当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款又はガス事業法その他関係法令が変更された場合には、契約期間中であっても本約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

- (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力 351.6 kW以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合に、当社に対してこの契約を申し込むことができます。

5. 契約の成立及び原則等

- (1) お客さまは、基本約款及び本約款に基づく契約に関する当社の説明を承諾の上、当社にこの契約の適用を所定の申込書を用いて、申し込んでいただきます。
- (2) (1)による申込書の当社到着後、当社が承諾した時点で契約の成立といたします。この場合、当社は料金の適用開始日等を書面にてお客さまにお知らせします。
- (3) 当社は、この契約を解約又は当社の個別約款（一般料金契約）に変更をしたお客さまが、同一需要場所でこの契約の申込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は当社の個別約款（一般料金契約）への変更の日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による契約の解約又は当社の個別約款（一般料金契約）

への変更の場合はこの限りではありません。

- (4) 当社は、お客さまが当社と締結している他の小売供給契約又は過去に締結していた契約の料金を、基本約款 17 に規定する支払期限日（納付義務の発生の日の翌日から起算して 50 日目）を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金及び基準単位料金（基本約款 19 の規定により調整単位料金を算定した場合は、調整単位料金））を適用して料金を算定します。なお、料金表の各料金は、消費税等相当額を含みます。
- (2) 料金は、当社の発行する納入通知書による払込み、当社の指定する金融機関での口座振替のいずれかの方法により金融機関を通じて毎月お支払いいただきます。

8. 設置確認及び契約の解約等

当社は、小型空調機器が設置されているかどうかを所定の確認書の提出又は施設への立ち入りにより確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、施設への立ち入りを承諾していただきます。確認書を提出いただけない場合や立ち入りを承諾していただけない場合、当社は、この契約の申込みを承諾しない、又は速やかにこの契約を解約し解約日以降当社の個別約款（一般料金契約）を適用いたします。

9. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付 則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2021 年 12 月 1 日から実施いたします。

(別 表)

料金表

(1) 適用区分

料金表A ご使用量が0立方メートルから50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ご使用量が50立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ご使用量が200立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

ア 基本料金

1か月につき	880円
--------	------

イ 基準単位料金

	最大需要期	その他期
1立方メートルにつき	129.85円	102.35円

② 料金表B

ア 基本料金

1か月につき	1,320円
--------	--------

イ 基準単位料金

	最大需要期	その他期
1立方メートルにつき	121.05円	93.55円

③ 料金表C

ア 基本料金

1か月につき	3,279.03円
--------	-----------

イ 基準単位料金

	最大需要期	その他期
1立方メートルにつき	111.25円	83.75円

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金(基準単位料金に毎月変動する平均原料価格で調整した料金)といたします。